

佐倉市中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画認定事務処理要領

中小小売商業振興法（昭和４８年法律第１０１号）（以下「法」という。）に基づく高度化事業計画の認定の事務処理については、法、法施行令（昭和４８年政令第２８６号）及び法施行規則（昭和４８年通商産業省令第１００号）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第１ 用語の解釈

１ この要領で使用する用語は、法、法施行令、法施行規則及び中小小売商業振興法に基づく振興指針（以下「振興指針」という。）において使用する用語の例による。

２ 法第４条第１項、第２項及び第６項に規定する「設置する事業」並びに法第４条第３項に規定する「設置の事業」

（１）「設置」には、新設のほか、既存の施設又は設備の取得（その立地及び建物の構造が振興指針の趣旨に照らして適切なものに限る。ただし、法第４条第３項及び第６項に規定する店舗又は共同店舗を取得する場合にあっては、既に当該建物を賃借している者がその買取りのみを目的としていると認められるものを除く。）並びに既存施設の改造（増築、改築又は屋根、柱、壁その他の主要構造物の改善）が含まれる。

（２）「設置する」並びに「設置の」とは、認定を受けた計画に基づき事業に着手するものをいう。

ただし、防災その他の理由により緊急に事業に着手しなければならないと認められる場合であって、事業者よりあらかじめ当該事業に関する計画が提出されているものは、この限りでない。

３ 法第４条第１項に規定する「商店街の区域」

「商店街の区域」とは、小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域であって、その中に、人又は車が常時通行できる道路を包含するものをいう。

４ 法第４条第２項に規定する「一の団地」及び「集団して」

「一の団地」とは、顧客の利便の確保の観点や小売商業の事業形態等から考えて、

機能的に一体とみるべき敷地を指す概念であり、通常は一区画内の土地をいうが、道路、河川等により二分されている場合であっても、商業集積としての連続性や商業環境の保全の事情を勘案してこれらが密接な関連があり、有機的に一体関係にあると認められるものについても「一の団地」と解する。

また、「集団して」とは、複数の店舗を一体として機能するよう、計画的に近接させること又はそのような状態であることをいう。

5 法第4条第3項各号に規定する「店舗」及び「共同店舗」

完全に一つの小売店舗として機能するものであって、「店舗」とは、主として小売業等を営む事業者に係る場所であって、当該事業者が自ら当該「場所」を所有するもの（使用権を有する場合を含む。）をいい、「共同店舗」とは、複数の小売業を営む事業者のために整備され、統一的に運営される店舗であって、当該事業者以外の者（組合等）が所有するものをいう。

第2 法第4条第1項から第3項まで及び第6項の規定に基づく高度化事業計画の内容

1 法第4条第1項の規定に基づく商店街整備計画

商店街整備計画は、中小小売商業者等が協力して、次のような事業を実施することにより、小売機能の総合的整備、合理的かつ安全な商業街区の形成、アーケード、街路灯、多目的ホール、イベント広場、駐車場等組合員及び一般公衆の利便に供し、商店街の環境の改善を図るための非収益的な共同施設（以下「環境施設」という。）の整備等を実現し、その経営の近代化を図りつつ、併せて消費者に便利かつ快適な買物の場を提供することを内容とする。

（1）商店街改造事業

商店街を形成する中小小売商業者等が、商店街の大部分の区域において店舗等を新設又は改造するとともに、必要に応じ当該中小小売商業者等が組織する商店街振興組合等が、（2）に規定する事業を併せて実施し、魅力ある商業集積を形成する事業をいう。

（2）共同施設事業

商店街を形成する中小小売商業者等が組織する商店街振興組合等が、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）の事業を協同して行うための、共同施設を設置する事業又は環境施設を設置する事業をいう。

2 法第4条第2項の規定に基づく店舗集団化計画

店舗集団化計画は、中小小売商業者等が協力して店舗等を一の団地等に集団して設置し、計画的に新たな商店街を形成することにより、魅力ある商業集積としての機能を適切に発揮し、その経営の近代化を図りつつ、併せて消費者に便利かつ快適な買物の場を提供することを内容とする。

3 法第4条第3項の規定に基づく共同店舗等整備計画

共同店舗等整備計画は、中小小売商業者等が協力して店舗（共同店舗）又はこれに附帯する倉庫、駐車場等の施設若しくは店舗の設備を設置し、当該店舗にその事業を集約化することにより、小売機能の総合化、顧客吸引力の増大等を実現し、その経営の近代化を図りつつ、併せて消費者に便利かつ快適な買物の場を提供することを内容とする。

4 法第4条第6項の規定に基づく商店街整備等支援計画

商店街整備等支援計画は、中小小売商業者と地方公共団体等が協力して商店街整備等を支援する機構を設立し、多目的ホール、イベント広場、駐車湯、共同店舗等の施設を整備することにより、魅力ある商業集積を形成し、中小小売商業者の存立基盤の強化とこれら事業の円滑化を図りつつ、併せて、消費者に便利かつ快適なものであって、地域のコミュニティの活性化に資する場を提供することを内容とする。

第3 高度化事業計画の認定申請手続等

1 商店街整備計画に係る認定の申請手続等

(1) 商店街整備計画に係る認定の申請は、佐倉市長（以下「市長」という。）に様式第1による申請書1通を提出して行わなければならない。

(2) 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

当該商店街整備計画について議決をした当該商店街振興組合等の総会又は総代会の議事録の写し（要領第5、4の特別の理由があると認められるときに該当する場合には、要領第5、4、（4）の要件に該当していることが確認できるもの）

当該商店街振興組合等の定款

当該商店街振興組合等の組合員等の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

当該商店街振興組合等の事業計画書及び収支予算書

設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面

道路に施設又は設備を設置する場合であって、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

2 商店街整備計画に係る変更の認定申請手続等

- (1) 商店街振興組合等が、認定を受けた商店街整備計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容について、市長に変更の認定の申請をしなければならない。
- (2) 認定計画の変更の認定の申請は、市長に様式第2による申請書1通を提出して行わなければならない。
- (3) 認定計画の変更の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

当該変更について議決をした当該商店街振興組合等の総会又は総代会の議事録の写し（要領第5、4の特別の理由があると認められるときに該当する場合には、要領第5、4、(4)の要件に該当していることが確認できるもの）

当該認定計画に基づく事業の実施状況を記載した書面

当該変更に伴い1の(2)の から までに掲げる書類に変更があったときはその変更に係る書類

当該変更により1の(2)の に規定する許可若しくは承認又は同意を要することとなったときは、同号に規定する書面

3 店舗集団化計画に係る認定の申請手続等

- (1) 店舗集団化計画に係る認定の申請は、市長に様式第3による申請書1通を提出して行わなければならない。
- (2) 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

当該店舗集団化計画について議決をした当該事業協同組合等の総会又は総代会の議事録の写し（事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の活動施設（以下「空き店舗等」という。）を活用する場合であって、要領第6、1、(1)の表中7に該当する場合には、上記写しであって表中7(1)から(3)までの要件に該当することが確認できる書類）

当該事業協同組合等の定款

当該事業協同組合等の組合員等の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

当該事業協同組合等の事業計画書及び収支予算書

設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面

道路に施設又は設備を設置する場合であって、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

4 店舗集団化計画に係る変更の認定申請手続等

- (1) 事業協同組合等は、認定を受けた店舗集団化計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容について、市長に変更の認定の申請をしなければならない。
- (2) 認定計画の変更の認定の申請は、市長に様式第4による申請書1通を提出して行わなければならない。
- (3) 認定計画の変更の申請には、次の書類を添付しなければならない。

当該変更について議決をした当該事業協同組合等の総会又は総代会の議事録の写し（空き店舗等を活用する場合にあつて、要領第6、1、(1)の表中7に該当する場合には、上記写しであつて表中7(1)から(3)までの要件に該当していることが確認できる書類）

当該認定計画に基づく事業の実施状況を記載した書面

当該変更に伴い3の(2)の から までに掲げる書類に変更があつたときは、その変更に係る書類

当該変更により1の(2)の に規定する許可若しくは承認又は同意を要することとなつたときは、同号に規定する書面

5 共同店舗等整備計画に係る認定の申請手続等

- (1) 共同店舗等整備計画に係る認定の申請は、市長に様式第5による申請書1通を提出して行わなければならない。
- (2) 事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協業組合が作成する共同店舗等整備計

画にあつては、申請書に、次の書類を添付しなければならない。

当該共同店舗等整備計画について議決をした当該組合の総会又は総代会の議事録の写し

当該組合の定款

当該組合の組合員の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

当該組合の事業計画書及び収支予算書

設置する共同店舗等又は店舗等の配置及び構造を示す図面

道路に施設又は設備を設置する場合であつて、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

(3) 合併又は出資により会社を設立しようとする中小小売商業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して作成する共同店舗等整備計画にあつては、申請書に、次の書類を添付しなければならない。

合併をする場合にあつては合併契約書の写し、出資により会社を設立する場合にあつては出資をしようとする全ての者の当該出資に関する同意書の写し

当該合併又は出資により設立される会社（合併後存続する会社を含む。以下「合併会社等」という。）の定款がある場合にはその定款

当該合併又は出資をしようとする全ての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

合併会社等の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書

設置する共同店舗等又は店舗等の配置及び構造を示す図面

道路に施設又は設備を設置する場合であつて、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和

35年法律第105号)第77条第1項の許可又は消防法(昭和23年法律第186号)第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

(4) 2以上の中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社
が作成する共同店舗等整備計画にあつては、申請書に、次の書類を添付しなければならない。

当該会社の定款

当該会社の全ての出資者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

当該会社の最近三期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書

設置する共同店舗等の配置及び構造を示す図面

道路に施設又は設備を設置する場合であつて、その設置について建築基準法(昭和25年法律第201号)第44条第1項ただし書の許可、道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項の許可又は消防法(昭和23年法律第186号)第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

6 共同店舗等整備計画に係る変更の認定申請手続等

(1) 共同店舗等整備計画の認定を受けた者又は合併会社等は、認定計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容について、市長に変更の認定の申請をしなければならない。

(2) 認定計画の変更の認定の申請は、市長に様式第6による申請書1通を提出して行わなければならない。

(3) 認定計画の変更の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協業組合の作成に係る認定計画の変更の認定の申請にあつては、当該変更について議決した当該組合の総会又は総代会の議事録の写し

当該認定計画に基づく事業の実施状況を記載した書面

当該変更に伴い5の(2)の から まで、(3)の から まで又は(4)

の から までに掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

当該変更により 1 の (2) の に規定する許可若しくは承認又は同意を要することとなったときは、同号に規定する書面

7 商店街整備等支援計画に係る認定の申請手続等

(1) 商店街整備等支援計画に係る認定の申請は、市長に様式第 7 による申請書 1 通を提出して行わなければならない。

(2) 特定会社が作成する商店街整備等支援計画にあつては、申請書に次の書類を添付しなければならない。

当該特定会社の定款

当該特定会社の全ての出資者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

当該特定会社の最近 3 期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書

設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面

道路に施設又は設備を設置する場合であつて、その設置について建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 4 条第 1 項ただし書の許可、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 2 4 条の承認若しくは第 3 2 条第 1 項の許可、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 7 7 条第 1 項の許可又は消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 7 条第 1 項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

(3) 公益法人が作成する商店街整備等支援計画にあつては、申請書に、次の書類を添付しなければならない。

当該商店街整備等支援計画について議決をした当該公益法人の総会（当該公益法人が財団法人であるときは、その理事会）の議事録の写し

当該公益法人の定款又は寄附行為

当該公益法人に出資又は拠出している全ての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

当該公益法人の最近 3 期間の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書

設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面

道路に施設又は設備を設置する場合であって、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

- (4) 特定会社を設立しようとする者が作成する商店街整備等支援計画にあつては、申請書に次の書類を添付しなければならない。

当該出資をしようとする全ての者の当該出資に関する同意書の写し

当該出資により設立される会社の定款がある場合には、その定款

当該出資をしようとする全ての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

当該特定会社の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書

設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面

道路に施設又は設備を設置する場合であって、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

8 商店街整備等支援計画に係る変更の認定申請手続等

- (1) 商店街整備等支援計画の認定を受けた者又は特定会社は、認定計画の変更をしようとするときは、市長に変更の認定の申請をしなければならない。

- (2) 認定計画の変更の認定の申請は、市長に様式第8による申請書1通を提出して行わなければならない。

- (3) 認定計画の変更の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

公益法人の作成に係る認定計画の変更の認定の申請にあつては、当該変更について議決をした当該公益法人の総会（当該公益法人が財団法人であるときは、その理

事会)の議事録の写し

当該認定計画に基づく事業の実施状況を記載した書面

当該変更に伴い7の(2)の から まで、(3)の から まで又は(4)の から までに掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

当該変更により1の(2)の に規定する許可若しくは承認又は同意を要することとなったときは、同号に規定する書面

9 2、4、6及び8の規定にかかわらず、第4に掲げる認定事務の処理に関する基本方針に適合し、かつ、第5に掲げる商店街整備計画の認定基準、第6に掲げる店舗集団化計画の認定基準、第7に掲げる共同店舗等整備計画の認定基準又は第8に掲げる商店街整備等支援計画の認定基準を満たし、かつ、当該認定計画の趣旨を変えないような軽微な修正は変更とみなさないことができる。

10 市長は、商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画又は商店街整備等支援計画の認定に当たり、道路に施設の設置又は設備を設置する場合には、交通安全と交通円滑化の観点から千葉県警察本部の意見を聴き、これを尊重するものとする。

11 市長は、申請書等の内容が、第4に掲げる認定事務処理に関する基本方針に適合し、かつ、第5に掲げる商店街整備計画の認定基準、第6に掲げる店舗集団化計画の認定基準、第7に掲げる共同店舗等整備計画の認定基準又は第8に掲げる商店街整備等支援計画の認定基準に適合すると認めるときは認定の手続をとるものとする。

この場合において、高度化事業計画の申請者に交付する認定書の様式は、申請の種類ごとにそれぞれ様式第9から第12までによるものとする。

第4 認定事務の処理に関する基本方針

法第4条第1項から第3項及び第6項の規定に基づく認定は、新たに施設又は設備を整備しようとする事業に係る計画を対象とするものであり、既に当該施設又は設備の整備に着手している場合には、原則として認定の対象としないものとする。

ただし、当該事業が防災その他の理由により緊急性がある場合であって事前に市長の同意を得て設置に着手したときは、この限りでない。

第5 商店街整備計画の認定基準

1 商店街整備計画を作成し、認定の申請をする商店街振興組合等が、商店街整備事業

の遂行に必要な適格性を有すること。

- (1) 当該商店街振興組合等の組合員等の数が 20 人 (当該商店街整備計画に係る施設又は設備が、会議場施設、広場又は駐車場であるときは、5 人) 以上であること。
- (2) 当該商店街振興組合等の組合員等の 2 / 3 以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
- (3) 当該商店街振興組合等の組合員等のおおむね 2 / 3 以上が商店街整備事業を実施しようとする商店街の区域に店舗を有するものであること。

ただし、都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) に基づく市街地再開発事業その他の都市計画事業の一環として商店街改造事業が行われる場合にあってはこの限りでない。

2 商店街整備事業の目標及び内容が振興指針に照らし適切なものであること。

- (1) 振興指針に照らし、適切な目標を掲げており事業の内容が実現性のあるものであること。
- (2) 当該商店街を含む地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。
- (3) 共同施設を整備する場合は、当該商店街の規模に対してその施設が適正な規模であること。
- (4) 業務の集約化のために必要な共同施設 (環境施設を除く。) については、当該共同施設を利用する組合員等の割合がおおむね 1 / 2 以上であり、当該共同施設に係る一組合員の利用割合が過半数を占めるものでないこと。
- (5) 環境施設については、設置後の維持管理の責任者が明確になっており、維持管理費の調達が確実であること。
- (6) その他振興指針に記載されている事項については、振興指針の該当部分に適合しているものであり、振興指針に記載されていない事項については、その内容が振興指針の趣旨に沿うものであること。

3 商店街整備事業の実施時期並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

- (1) 商店街改造事業については、計画の認定後 1 年以内に着工し、かつ、着工後 4 年以内に完工する見込みがあること。

ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事

業であって、上記の事業の進捗状況が当該商店街改造事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合にはこの限りではない。

- (2) 共同施設事業については、計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後2年以内に完工する見込みがあること。

ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、上記の事業の進捗状況が当該共同施設事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合にはこの限りでない。

- (3) 商店街改造事業については、組合員等の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。
- (4) 資金の調達方法が確実なものであり、かつ、商店街振興組合等又はその組合員等の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。

- 4 商店街改造事業にあつては、商店街振興組合等の組合員等の1/2(特別の理由があると認められるときは、5人)以上が商店街の区域に当該計画に基づいて店舗その他の施設を新設し、又は改造すること。

- (1) 当該事業に参加する組合員等には、当該商店街の区域において借店舗で事業を行っている又は行う予定の組合員等(いずれも中小企業者であるものに限る。)であつて、次の 又は に該当する者を含むものと解する。

認定計画に従つて新設し、又は改造した店舗を自己の事業の用に供するため取得する者

商店街改造事業の実施後、認定計画に従つて新設し、又は改造した店舗を長期間にわたり自己の事業の用に供するために賃借する者(この場合において、新設し、又は改造した店舗は、賃借人である中小企業者の経営の近代化に資するものでなければならない。)

- (2) 商店街の区域とは、改造後の商店街が形成されるべき一定の土地の区域をいい、必ずしも改造前の商店街を形成していた区域とは一致するものでなくともよい。
- (3) 改造とは、屋根、柱、壁その他店舗の主要な部分の改造をいう。
- (4) 「特別な理由があると認められるとき」とは、商店街の区域において空き店舗等を活用する場合であつて、次の要件に該当する場合をいう。

当該空き店舗等が商店街振興組合等の区域に属するものであつて、当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総

代会において議決していること。

当該商店街振興組合等が、 の構想に従って当該空き店舗等を活用して行う店舗その他の施設を新設又は改造する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。

の事業を行おうとする者が、 の構想に従って事業を行うことを約していること。

5 商店街改造事業にあつては、計画に基づいて設置される組合員等の店舗等の敷地面積の合計のうち中小企業者が設置する店舗等に係る部分が2 / 3以上であること。

6 道路に施設又は設備を設置する場合であつて、その設置について第3、1、(2)、の行政庁の特別の処分を必要とするときは、当該処分が認められる見込みがあること。

7 施行令第2条第1項第5号に規定する「店舗その他の施設」、「敷地面積の算定」について

(1) 「店舗その他の施設」とは、組合員等の店舗、倉庫、事務所等の事業活動の施設を差し、商店街振興組合等の共同施設は含まない。

(2) 敷地面積の合計の算定に当たっては、商店街振興組合等の共同施設を含まないものとする。また、郵便局、銀行等公共的な機関で、商店街整備事業を推進する上において、その対象とすることが直接に必要と認められないものを除くことができる。

第6 店舗集団化計画の認定基準

1 店舗集団化計画を作成し、認定の申請をする事業共同組合等が、店舗集団化事業の遂行に必要な適格性を有すること。

(1) 当該事業協同組合等の組合員等の数が、20人(次の表の左欄に掲げる特別の理由に該当すると認められるときは、同表の右欄に掲げる数)以上であること。

特 別 の 理 由	組合員等の数
1 人口10万人以上の市の区域内に設置され、組合員等の2 / 3以上が、当該区域内において既に事業を行っているとき。	5人

<p>2 組合員等の2 / 3以上が、次に掲げる区域又は地域から店舗その他の施設を移転する場合</p> <p>(1) 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第3項に規定する既成市街地</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域</p>	<p>10人</p>
<p>3 当該団地が次のいずれかの区域又は地域に設置される場合</p> <p>(1) 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に掲げる過疎地域</p>	<p>10人</p>
<p>4 法第4条第2項に規定する事業の実施期間中に、災害、経済事情等の著しい変動により、組合員等の数が、20人未満となった場合</p>	<p>10人</p>
<p>5 店舗を一の建物に集団して設置する場合であって、組合員等の4 / 5以上が、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者であるとき。</p>	<p>5人</p>
<p>6 当該団地が、商店街の区域又はその隣接地に設置され、かつ、共同施設として広場が設置される場合</p>	<p>5人</p>

<p>7 空き店舗等を活用する場合であって、次に掲げる要件に該当するとき。</p> <p>(1) 当該空き店舗等が、商店街振興組合等の地区に属するものであって、当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総代会において議決していること。</p> <p>(2) 当該振興組合等が、(1)の構想に従って当該空き店舗等を活用して行う店舗を一の団地に集団して設置する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。</p> <p>(3) 前号の事業を行おうとする事業協同組合法等が、(2)の構想に従って事業を行うことを約していること。</p>	<p>5人</p>
---	-----------

(2) 当該事業協同組合等の組合員等の2/3以上が、中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が、中小サービス業者の数以上であること。

2 店舗集約化事業の目標及び内容が、振興指針に照らし適切なものであること。

(1) 振興指針に照らし、適切な目標を掲げており、事業の内容が実現性のあるものであること。

(2) 当該団地を含む地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。

(3) 共同施設を整備する場合は、当該団地の規模に対してその施設が適正な規模であること。

(4) 業務の集約化のために必要な共同施設(環境施設を除く。)については、当該共同施設を利用する組合員等の割合がおおむね1/2以上であり、当該共同施設に係る一組合員の利用割合が過半数を占めるものでないこと。

(5) 環境施設については、設置後の維持管理の責任者が明確になっており、維持管理費の調達が確実であること。

(6) その他振興指針に記載されている事項については、振興指針の該当部分に適合しているものであり、振興指針に記載されていない事項については、その内容が振興

指針の趣旨に沿うものであること。

3 店舗集団化事業の実施時期並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(1) 計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後2年以内に完工する見込みがあること。

ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、上記の事業の進捗状況が当該店舗集団化事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合にはこの限りでない。

(2) 組合員等の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。

(3) 資金の調達方法が確実なものであり、かつ、事業協同組合等又はその組合員等の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。

4 当該事業協同組合等のすべての組合員等が、当該団地に当該計画に基づいて店舗を設置すること。

5 道路に施設又は設備を設置する場合であって、その設置について第3、1、(2)、の行政庁の特別の処分を必要とするときは、当該処分が認められる見込みがあること。

第7 共同店舗等整備計画の認定基準

1 共同店舗等整備計画を作成し、認定の申請をする者が、共同店舗等整備事業の遂行に必要な適格性を有すること。

(1) 法第4条第3項第1号に掲げる事業協同組合又は事業協同小組合にあっては次の要件の全てに適合するものであること。

当該組合の組合員の数が、5人以上であること。

当該組合の組合員の2/3以上が、中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

当該組合の組合員であって、中小小売商業者であるもののすべてが、当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。

当該共同店舗のうち、小売業に属する事業の用に供する部分の床面積(売場間の通路を含む)が、200㎡以上であること。

(2) 法第4条第3項第2号に掲げる協業組合にあっては、次の要件の全てに適合する

ものであること。

当該組合の組合員の数、5人以上であること。

当該組合が、中小小売商業者であること。

当該組合が、当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。

当該店舗のうち、小売業に属する事業の用に供する部分の床面積（売場間の通路を含む。）が、200㎡以上であること。

(3) 法第4条第3項第3号に掲げる合併若しくは出資により会社を設立しようとする中小小売商業者又は法第4条第3項第4号に掲げる2以上の中小小売商業者が大部分を出資している会社にあつては、次の要件の全てに適合するものであること。

当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が5人以上であること。

出資により設立される会社又は法第4条第3項第4号に掲げる会社にあつては、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が、7/10以上であること。

合併又は出資により設立される会社が、当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。

当該共同店舗が、出資により設立される会社若しくは出資しようとする中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。

当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積（売場間の通路を含む。）が、200㎡以上であること。

2 共同店舗等整備事業の目標及び内容が、振興指針に照らし適切なものであること。

(1) 振興指針に照らし、適切な目標を掲げており、事業の内容が実現性のあるものであること。

(2) 当該計画に基づいて、共同店舗等又は店舗等が、設置される地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が、事業の内容に反映されたものであること。

(3) 共同店舗又は店舗と一体的に駐車場、倉庫等の附帯施設を整備することを計画の内容とする場合には、当該店舗の規模に対してこれら附帯施設が適切なものであること。

(4) その他振興指針に記載されている事項については、振興指針の該当部分に適合しているものであり、振興指針に記載されていない事項については、その内容が振興指針の趣旨に沿うものであること。

3 共同店舗等整備事業の実施時期並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(1) 計画の認定後 1 年以内に着工し、かつ、着工後 2 年以内に完工する見込みがあること。

ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、上記の事業の進捗状況が、当該共同店舗等整備事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合には、この限りでない。

(2) 共同店舗等整備事業の参加者の売上高、資産等に比べて、事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。

(3) 当該共同店舗等又は店舗等の設置に要する費用について、参加者に求める負担額の算出の基準が、各参加者に対して公平かつ適切であること。

(4) 資金の調達方法が、組合若しくは組合員又は合併会社等の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。

4 施行令第 4 条第 2 項第 5 号、第 3 項第 5 号及び第 3 項第 6 号に規定する「主として小売業に属する事業の用に供される」について

(1) 設置される施設（階段等の共用部分及び環境施設を除く。）の全体の床面積のうち、小売業に属する事業のために使用される床面積の占める割合が、 $1/2$ 以上であるものをいう。

5 施行令第 4 条第 1 項第 6 号、第 2 項第 6 号及び第 3 項第 7 号に規定する「当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が通商産業省令で定める面積以上であること」について

(1) 小売業を営む者が顧客に対して物品を販売するために使用する部分の面積（売場間の通路を含む。）が、 200 m^2 以上であることをいう。

6 道路に施設又は設備を設置する場合であって、その設置について第 3、1、(2)、の行政庁の特別の処分を必要とするときは、当該処分が認められる見込みがあること。

第8 商店街整備等支援計画の認定基準

- 1 法第4条第6項の特定会社の要件は、中小企業者以外の会社（以下「大企業者」という。）の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が、 $1/2$ 未満であること（中小企業総合事業団が出資する場合にあっては、中小企業総合事業団の出資後において、大企業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が、 $1/2$ 未満となることが确实と認められること。）
- 2 商店街整備等支援事業の目標及び内容が、振興指針に照らし適切なものであること。
 - (1) 振興指針に照らし、適切な目標を掲げており事業の内容が、実現性のあるものであること。
 - (2) 当該計画に基づいて、施設又は設備が設置される地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。
 - (3) 当該計画に基づいて設置される共同店舗は、豊富な品揃え等による小売機能の総合化を目指して統一的に運営されるものであること。
 - (4) その他振興指針に記載されている事項については、振興指針の該当部分に適合しているものであり、振興指針に記載されていない事項についてはその内容が振興指針の趣旨に沿うものであること。
- 3 商店街整備等支援事業の実施時期並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、当該事業を确实に遂行するために適切なものであること。
 - (1) 計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後2年以内に完工する見込みがあること。

ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、上記の事業の進捗状況が当該商店街整備等支援事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合にはこの限りでない。
 - (2) 商店街整備等支援事業の参加者の売上高、資産等に比べて、事業遂行に必要な資金額が、過大でないこと。
 - (3) 資金の調達方法が、特定会社又は公益法人の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。

4 商店街整備等支援計画を作成し、認定の申請をする者が、特定会社又は特定会社を設立しようとする者にあつては、次の要件の全てに適合するものであること。

(1) 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の2/3以上が、中小企業者であること。

(2) 大企業者が、当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。

(3) いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社への株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が、1/3未満であること。

5 共同店舗を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 当該共同店舗において事業を営む者の2/3以上が、中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

(2) 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が、200㎡以上であること。

6 施行令第8条第1項第4号口に規定する「当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が施行令第4条第1項第6号の通商産業省令で定める面積以上であること」について

(1) 小売業を営むもので、顧客に対して物品を販売するために使用する部分の面積（売場間の通路を含む。）が、200㎡以上であることをいう。

7 道路に施設又は設備を設置する場合であつて、その設置について第3、1、(2)、の行政庁の特別の処分を必要とするときは、当該処分が認められる見込みがあること。

第9 高度化事業計画の認定の取り消し

1 市長は、高度化事業計画を実施していないと認めるときは、高度化事業計画を取り消すことができるものとする。

その判断は、以下によるものとする。

(1) 認定計画の全部又は一部が実施されず、かつ、当該高度化事業の実施期間中に当該高度化事業が実施される見込みがなく、その結果、認定基準に適合しなくなると認めるとき。

(2) 高度化事業の内容が、大幅に変更されたにもかかわらず、認定計画の変更の認定を受けず、その結果、認定基準に適合しなくなると認めるとき。

(3) 認定計画の記載事項に虚偽の記載があることが見出され、当該認定計画に基づく高度化事業の実施に対する助成を行うことが、適切でないと認めるとき。

附 則 (平成 2 4 年 2 月 2 7 日 決 裁 2 3 佐 産 第 7 0 7 号)

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。